

(社) 仮設工業会認定品

SHINWA CATCHER

経年品 取り扱い上の注意



(社) 仮設工業会第一種正会員
 信和株式会社



<http://www.shinwa-jp.com>



1. 前記以外にも主要部材のへこみ、変形、亀裂、サビ等が発生した製品は使用が可能であっても性能の低下が考えられます。すぐに使用を中止して修理又は、交換することをお勧めします。
2. 製品の補修、修理等を行うには専門の知識と設備が必要です。(社) 仮設工業会の認定する経年仮設機材管理基準適用指定工場での修理等を行うようにして下さい。

(社) 仮設工業会第一種正会員

 信和株式会社

●本 社 〒503-0311 岐阜県海津市平田町仏師川30-7
TEL:0584-66-4411 FAX:0584-66-4522
●東京支店 〒110-0005 東京都台東区上野2-7-7上野HSビル9階
TEL:03-5818-1761 FAX:03-5818-1767

※経年品等の修理に関するご相談も承ります。

※本書は(社) 仮設工業会発行の資料等を参考に作成したものであり、予告なしに内容が変更となる場合があります。

信和キャッチャーの経年品 取り扱い上の注意

平素は信和キャッチャーをお使いいただき誠にありがとうございます。

さて信和キャッチャーは発売以来20年を迎えることになり経年品としても数多くの製品が流通しています。最近、経年品の管理不足による事故、トラブル等が見受けられますが、製品の特性及び法令を理解した上で経年品を管理していただくことを強くお願いします。尚、経年品の管理については(社)仮設工業会の発行する『経年仮設機材の管理に関する技術基準と解説』(くさび緊結式足場の機材の経年管理に関するガイドライン)に基づき管理を実施して下さい。

1. 経年仮設機材の認識について

キャッチャーの緊結にはクサビ方式を採用しています。これは、支柱のポケット部分にクサビを打ち込むことにより摩擦結合を利用して固定するものです。これらの緊結部分及び、踏板等のフック部分はキャッチャーの重要な機構であり、通常以外の使用方法、長年の使用、及び大きな衝撃等によりプレスや溶接を行った加工部分に金属疲労(ストレス)が蓄積して劣化が起こる可能性があります。その劣化に気付かず機材を使用し続けますと非常に危険であり、万一事故等が発生した場合、その責任は足場の施工主にかかってきます。それを防止する為にも経年仮設機材の日常点検、管理が非常に重要となってきます。

2. 経年仮設機材の管理について

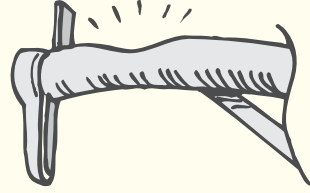
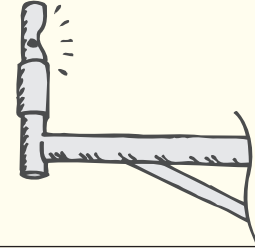

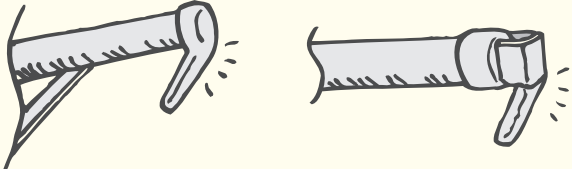
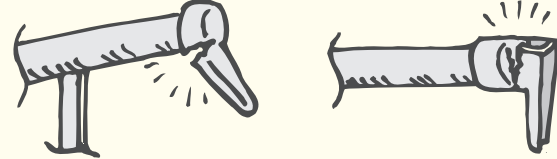
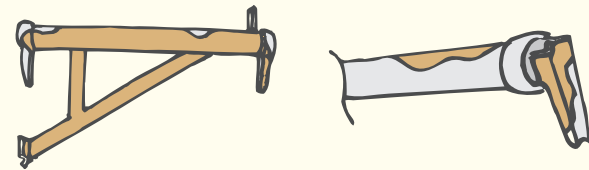
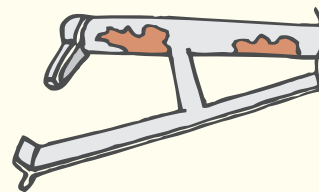
経年仮設機材の管理については、労働省(現厚生労働省)労働基準局長名にて平成8年4月4日付けの基発第223号「経年仮設機材の管理について」の中で経年仮設機材の管理徹底の指導を建設業労働災害防止協会及び(社)仮設工業会に対し要請しています。



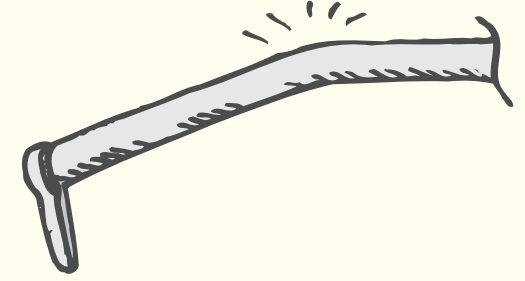
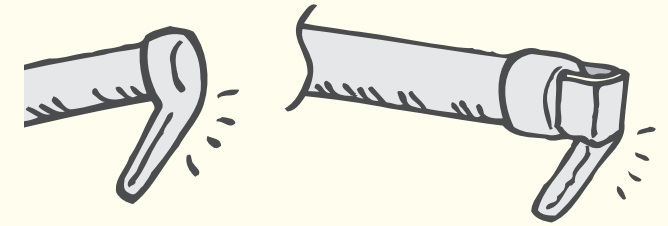
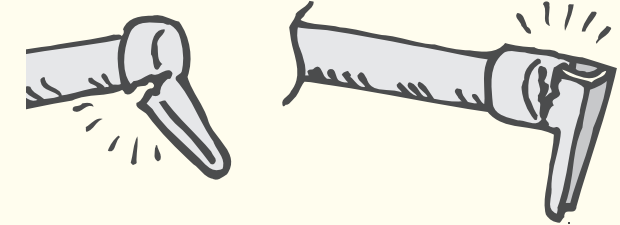
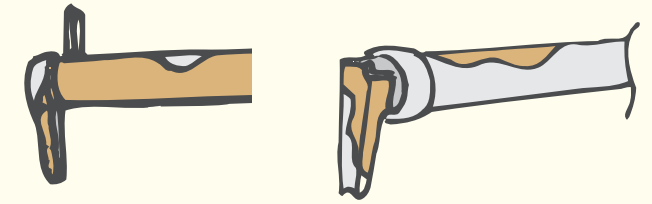
現在、お使いの製品に後記のような症状がある場合は大変危険な状態です。使用中に部材が壊れて墜落等の事故が発生する可能性があります。すぐに使用を中止して修理又は、交換して下さい。

製品名	支柱		要修理・要廃棄等
	検査項目	部位	
①	パイプ	変形・曲がり	
②	パイプ	へこみ	
③	ほぞ	ぐらつき	
④	クサビ受け	溶接部の亀裂脱落	
⑤	クサビ受け	亀裂脱落	
⑥	クサビ受け	変形	
⑦	全体	汚れが著しい	


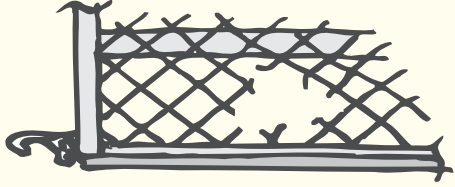
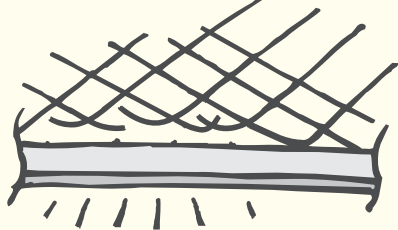
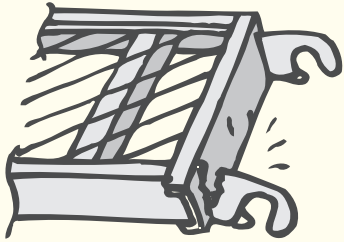
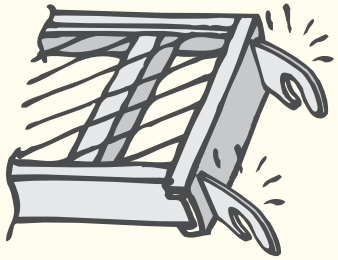
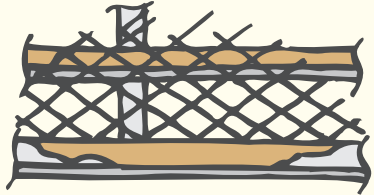
製品名 ブラケット

	検査項目		要修理・要廃棄等
	部位	状況	
①	パイプ	変形・曲がり へこみ	
②	ほぞ	へこみ	
③	補強材	曲がり	
④	クサビ	変形	
⑤	クサビ	溶接部の 亀裂	
⑥	全体	汚れが著しい	
⑦	全体	メッキ剥がれ 赤錆	

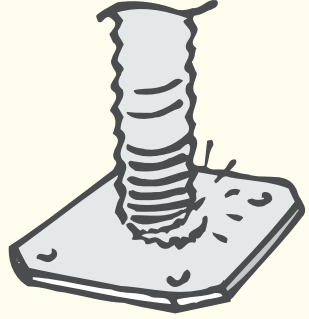



製品名 布材（手すり）

	検査項目		要修理・要廃棄等
	部位	状況	
①	パイプ	変形・曲がり へこみ	
②	クサビ	変形	
③	クサビ	溶接部の 亀裂	
④	全体	汚れが著しい	

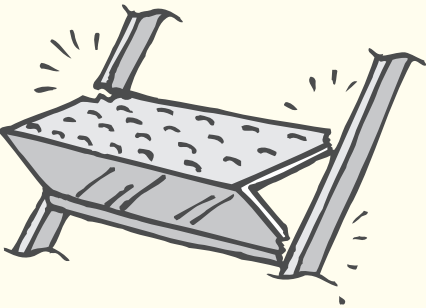
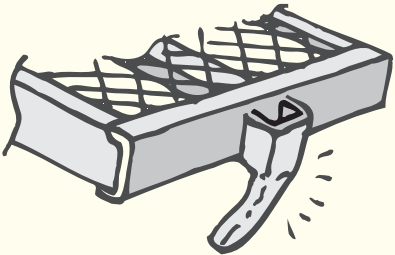
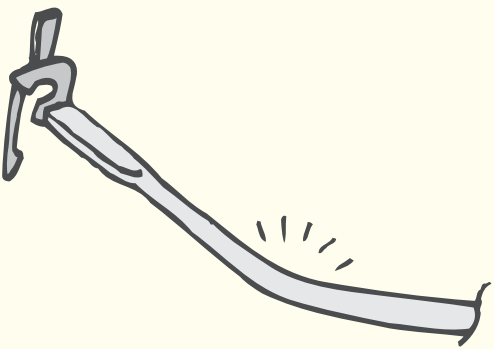
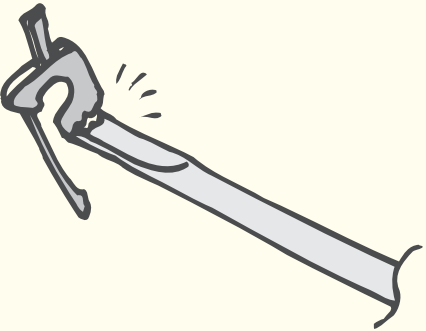
製品名 床付き布枠（踏板）

	検査項目		要修理・要廃棄等
	部位	状況	
①	全体	変形	
②	エキスパンド メタル	破れ	
③	エキスパンド メタル	溶接はずれ	
④	両端材	溶接部の 亀裂	
⑤	フック	変形	
⑥	全体	汚れが著しい	

製品名 ジャッキベース

	検査項目		要修理・要廃棄等
	部位	状況	
①	ネジ棒	溶接部の 亀裂	
②	ベース	変形	
③	ハンドル	破損	
④	全体	汚れが著しい	

製品名 その他

	検査項目		要修理・要廃棄等
	部位	状況	
①	階段	ステップ溶接部亀裂	
②	センター踏板	クサビ部変形	
③	一側ブレス	パイプ部変形	
④	一側ブレス	取付金具部変形 溶接ハズレ	

資料 厚生労働省通達

建設業労働災害防止協会会長 殿
社団法人仮設工業会会長 殿

基発第223号
平成8年4月4日

労働省労働基準局長

経年仮設機材の管理について

労働災害防止につきましては、日頃から格別の御配慮をいただき感謝申し上げます。労働省におきましては、かねてより、足場、型わく支保工等の仮設設備の倒壊等による災害の防止に努めてきたところです。このような災害を防止するためには、これらの仮設設備を構成する仮設機材について、労働安全衛生規則又は構造規格に規定される要件を具備するものを使用することは当然であります。さらに、これらの仮設機材は長期間繰り返し使用されることにより強度の低下が生ずるため、十分な管理を行うことが重要であります。長期間繰り返し使用される仮設機材（以下「経年仮設機材」という。）の管理につきましては、従来、昭和60年2月8日付け基発第71号により示しました「経年仮設機材の管理指針」によりその徹底をお願いしてきたところですが、仮設機材については、近年、防食対策が塗装からメッキに変更されたため腐食の減少が図られたこと、それに伴い使用期間の長期化が進展していること等、大きな変化がみられるところです。これら仮設機材を取り巻く状況の変化を踏まえ、今般、労働省では、上記「経年仮設機材の管理指針」を廃止し、新たに別添のとおり「経年仮設機材の管理指針」を取りまとめたところとなります。つきましては、本指針の趣旨が貴会会員各位に理解され、本指針に基づいて適正な経年仮設機材の管理が実施されるよう会員各位への周知徹底方お願いいたします。

都道府県労働基準局長 殿

基発第223号の2
平成8年4月4日

労働省労働基準局長

経年仮設機材の管理について

経年仮設機材の管理については、昭和60年2月8日付け基発第71号の2により示した「経年仮設機材の管理指針」によりその徹底を図ってきたところであるが、仮設機材については、近年、防食対策が塗装からメッキへ変更されたため腐食の減少が図られたこと、それに伴い使用期間の長期化が進展していること等の変化がみられ、これらに配慮して管理を行うことが重要となっている。このような観点から、本省では、社団法人仮設工業会に対し、経年仮設機材の管理の手法に関する調査研究を委託してきたところであるが、今般、同工業会から出された調査研究の結果を踏まえて、別添のとおり新たな「経年仮設機材の管理指針」を定めた。ついては、建設業者、リース業者等に対し、本指針の趣旨が徹底され、適正な経年仮設機材の管理が実施されるよう指導するとともに、昭和59年4月25日付け基発第205号「仮設機材管理者に対する安全教育について」により示した仮設機材管理者に対する安全教育においても本指針が活用され、その徹底が図られるよう留意されたい。なお、昭和60年2月8日付け基発第71号の2「経年仮設機材の管理について」は廃止するとともに、昭和59年4月25日付け基発第205号「仮設機材管理者に対する安全教育について」の仮設機材管理者安全教育実施要領の4の(2)中、「仮設機材の管理に関する技術基準と解説(改訂版)(社団法人仮設工業会編)」を「経年仮設機材の管理に関する技術基準と解説(社団法人仮設工業会編)」に改める。おって、関係団体である建設業労働災害防止協会及び社団法人仮設工業会に対し、別紙のとおり本指針の周知徹底を図るよう要請したので了知されたい。

資料 厚生労働省通達

都道府県労働基準局
安全主務課長 殿

事務連絡
平成8年4月4日

労働基準局安全衛生部
安全課建設安全対策室長

「経年仮設機材の管理指針」について

標記については、平成8年4月4日付け基発第223号の2「経年仮設機材の管理について」（以下「通達」という。）により、改訂された「経年仮設機材の管理指針」（以下「新管理指針」という。）が新たに示されたところである。ついては、下記の事項に留意の上、建設業者、リース業者等に対する的確な指導に当たられたい。

記

1 改訂のポイント

(1) 性能試験の位置付け

改訂前の「経年仮設機材の管理指針」（以下「旧管理指針」という。）における性能試験は、仮設機材の部位別選別法において旧管理指針のC級（要性能試験）に選別された機材の再使用の可否を判定する場合のみ行うものとされていたが新管理指針における性能試験は、経年仮設機材の選別に際し、選別による評価後の取扱いに関して強度に影響を及ぼす構造部分の修理又は部品交換を行った場合、機材の種類ごとの使用された期間が一定年数に達した場合等に行うものとしたこと。これに伴い、新管理指針の仮設機材の部位別選別法においては、旧管理指針におけるC級（要性能試験）が廃止され、旧管理指針におけるD級（廃棄）をC級に繰り上げたこと。

(2) 記述の整理

旧管理指針においては、経年仮設機材の各機材の部位及び項目ごとの選別を区分け並びに経年仮設機材の選別による評価の階級をA級、B級、C級で表していたが新管理指針では、経年仮設機材の各機材の部位及び項目ごとの選別の区分けをa、b、cで表し、経年仮設機材の選別による評価の階級をA級、B級、C級で表し区分したこと。

また、旧管理指針において、各部材の解説ごとに繰り返し記述されていた仮設機材の評価、性能試験の供試体の抽出方法等を総則に共通事項として記述したこと。

2 労働安全衛生法施行令第13条第22号、22号の2及び22号の3に定める21種類の仮設機材以外の仮設機材の管理について

新管理指針においては、労働大臣が定める規格を具備すべき21種類の仮設機材について基準を示しているところであるが、通達中、「仮設機材管理者に対する安全教育」の教材として掲げた「経年仮設機材の管理に関する技術基準と解説」（社団法人仮設工業会編）においては、21種類以外の仮設機材についても管理に関する技術基準が示されているので参考とされたいこと。

3 適用工場制度について

社団法人仮設工業会では、経年仮設機材に関する安全性を確保するため、一定の基準により仮設機材の整備、修理等を行っている機材センター等に対する経年仮設機材管理基準適用工場制度（リース・レンタル会社及び修理会社に対する指定工場制度並びに建設会社に対する登録工場制度）を実施していること。

くさび式足場部材点検チェックシート

実施場所		実施者	
実施日	年 月 日	実施時間	

品名	チェック項目	合否判定	備考
支柱	1 パイプの変形・曲がり	合・否	
	2 パイプのへこみ	合・否	
	3 ほぞのぐらつき	合・否	
	4 クサビ受けの溶接部亀裂・脱落	合・否	
	5 クサビ受けの亀裂・脱落	合・否	
	6 クサビ受けの変形	合・否	
	7 全体の汚れが著しい	合・否	
ブラケット	1 パイプの変形・曲がり・へこみ	合・否	
	2 ほぞのへこみ	合・否	
	3 補強材の曲がり	合・否	
	4 クサビの変形	合・否	
	5 クサビの溶接部亀裂	合・否	
	6 全体の汚れが著しい	合・否	
	7 全体のメッキ剥がれ・赤錆	合・否	
布材 (手すり)	1 パイプの変形・曲がり・へこみ	合・否	
	2 クサビの変形	合・否	
	3 クサビの溶接部亀裂	合・否	
	4 全体の汚れが著しい	合・否	
床付き布枠 (踏 板)	1 全体の変形	合・否	
	2 エキスパンドメタルの破れ	合・否	
	3 エキスパンドメタルの溶接はずれ	合・否	
	4 両端材の溶接部亀裂	合・否	
	5 フックの変形	合・否	
	6 全体の汚れが著しい	合・否	
ジャッキベース	1 ネジ棒の溶接部亀裂	合・否	
	2 ベースの変形	合・否	
	3 ハンドルの破損	合・否	
	4 全体の汚れが著しい	合・否	
その他	1 階段のステップ溶接部亀裂	合・否	
	2 センター踏板的くさび部変形	合・否	
	3 一側ブレスのパイプ部変形	合・否	
	4 一側ブレス取付金具部の変形・溶接ハズレ	合・否	